

## 養育費の支払いを含む共同養育に関する取決めに求める意見書

民法第766条に規定されるとおり、未成年の子供にとって、養育費の支払いと面会交流は、どちらも不可欠なものである。また、面会交流は、我が国も批准した児童の権利に関する条約第9条3において保障されているし、法務省が現に配布している「手引き」には、離婚する際には「養育費」と「面会交流」の両方の取決めることを夫婦に求めている。さらに、法務省が研究を委託した「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」（研究代表者：棚村政行 早大教授）では、「面会交流の取り決めがある者は、同時に、養育費の取り決めをしていることが多い」と報告されている。以上を踏まえて、協議離婚につき未成年の子供たちが置かれた状況を、子供たちの最善の利益のために改善されたく、以下の要望をするものである。

- 1 未成年者の子供がいる離婚の場合、養育費の支払いと面会交流の双方を内容とする共同養育に関する取決めること。
- 2 DV等以外の事情による共同養育に関する事前取決めの免除は、公正・公平性を踏まえて極めて慎重な取扱いをすること。
- 3 養育費の支払い、安定した面会交流の実現のため公的相談、支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月25日

大和市議会